

「福祉のまちづくり」と 「防災のまちづくり」



全国社会福祉協議会
会長 斎藤 十郎

社会福祉協議会（社協）は、社会福祉法に定められている地域福祉の推進を目的とした非営利・公益の民間組織です。全国の市区町村に1,846か所、都道府県・指定都市に67か所設置され、職員数約15万5千人を有する全国的な社会福祉のネットワークを形成しています。

その中央組織である全国社会福祉協議会は、「ともに生きる豊かな福祉社会」を標榜し、社会福祉諸制度への提言を始め、福祉サービスを必要とする方がたの権利擁護、福祉・介護・保育を担う人材の養成や資質向上等に取り組んでいます。

災害が起きた時は、福祉関係者は、要援助者支援のみならず、広くボランティアに支援に加わってきましたが、阪神・淡路大震災以降、その取組を積極的に強化してきました。

その内容は、消防、警察、自衛隊等の初動対応に続き、避難所の運営、災害ボランティアセンター等による復旧作業等、被災世帯への当面の生活費の貸付のほか、中長期的には相談支援や見守りを通じて被災者の生活ニーズの把握や福祉サービスのコーディネート、住まいや近隣とのつながりを失った人のサポート等多岐にわたります。また、福祉施設等を運営する社会福祉法人は、専門機能を活かした福祉避難所等として地域の要援助者等を受け入れます。他県の法人も介護や保育の応援職員を派遣して、ともに支援にあたります。

このような支援活動で見えてきたことは、地域社会のつながりの崩壊、家族・友人の喪失、仕事の喪失などによる、「孤立感」の増大です。

私たちは、近年の災害支援活動の経験を通して、日頃すすめている地域福祉活動が災害対応と通ずること、また、災害対応が地域福祉をすすめることになることを強く意識するようになりました。

もとより、諸制度やインフラ等の整備は重要ですが、大規模災害発生時には行政等の公的なシステムが機能停止する事態も想定されます。各地域で住民が主体的に行動し、様々なニーズを発見して臨機応変に対応したり、適切な支援につなぐことが求められます。物資の備蓄や避難場所・経路の確認等に加え、要援助者の把握、住民や関係機関との顔の見える関係づくり、協力・連携体制を執る手筈を整えておく等、人と人の関係に着目した日頃からの取組が、非常時の対応の素地となります。

要援助者等が孤立したり支援の網から取り残されることなく、安心とつながりを保ち続けられる地域社会づくり。社協が長年取り組んできた「福祉のまちづくり」は、そのまま「防災のまちづくり」にもつながるのだと思います。